

仕 様 書

1 委託名称

【港北区】第 49 回衆議院議員選挙にかかる選挙公報配布委託

2 委託内容

衆議院議員選挙の選挙公報を、港北区選挙管理委員会が指定する区域内の各世帯へ配布します。

3 履行期間

契約決定日から令和 3 年 11 月 6 日まで

各世帯への配布については、原則として梱包受領後 6 日以内とします。

なお、配布する選挙公報については、公示日以降に印刷が完了次第の納品となります。

※ 公職選挙法 抜粋（選挙公報の配布）

第 170 条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、**選挙期日の前二日までに**、配布するものとする。

※ 公示日または選挙期日が変更された場合は、併せて上記期間も変更となります

4 注意事項

選挙公報は、選挙執行上大変重要なものであり、配布漏れや配布遅滞が発生した場合は選挙無効の原因ともなります。配布業務にあたっては、計画的な配布や、配布済みの箇所を把握する措置を行うことなどにより、配布漏れ・遅滞のないようにしてください。また、他区との境界付近の配布にあたっては特に注意をするなど、万全を期してください。

「無投票選挙」になった場合、業者委託はなくなることもございます。

(1) 配布期限

当委託における選挙公報の配布は、横浜市港北区選挙管理委員会が指定する区域（一覧を用意します）内の 各世帯へ梱包受領後 6 日以内までに行うこととします。

なお、公示日以降は期日前投票も始まるため、選挙公報が配送され次第、遅滞なく各世帯へ配布してください。配布の必要が生じた場合（未配布世帯の判明も含む）には、即時配布が可能な体制をお願いします。また、履行期間内に横浜市港北区選挙管理委員会からの配布指示があった場合も同様に、配布をお願いします。

(2) 連絡体制

公示日以降は、土日祝日も含めて横浜市港北区選挙管理委員会と相互に連絡が取れる体制をお願いします。また、契約決定後は配布担当責任者、次席責任者の氏名、電話番号・携帯電話番号などを速やかにご連絡ください。

(3) 即時配布対応

履行期間内に港北区選挙管理委員会から未配布等の通報があった場合には、速やかに配布を行ってください。

(4) 選挙管理委員会への報告

当該選挙に係る選挙公報の配布状況を、次のとおり港北区選挙管理委員会へ報告してください。

ア 各配布担当者の配布状況報告

各配布担当者の配布状況について、「4 注意事項」のとおり、配布済みの箇所を把握しつつ配布するなどの措置を行い、港北区選挙管理委員会より個別に配布状況の確認を求められた場合、速やかに報告してください。

なお、配布完了後に、配布担当者（配布地域）ごとの配布完了日時を書面で提出してください。

イ 最終報告

(ア) 報告期限 まとまり次第、速やかに提出してください

(イ) 報告様式 選挙公報配布状況報告書（最終報告）

地域ごとの配布完了日、世帯数を記入すること

(5) 選挙公報の受領、配布、取扱方法

選挙公報の受領、配布、取扱方法については、契約決定後速やかに港北区選挙管理委員会と、次のア～オについての確認を行ってください。

ア 受領梱包について（予定）

<今回想定の梱包荷姿>

小選挙区	比例代表	国民審査
ブラケット版（1～2 頁）	ブラケット版（2～4 頁）	ブラケット版（2～4 頁）
1 梱包あたり 1,000 部	1 梱包あたり 500 部	1 梱包あたり 500 部
50 部×20 こま	50 部×10 こま	50 部×10 こま

イ 配布前の仕分けについて

1 世帯につき 1 部の配布単位となります。

ウ 各世帯への配布について

(ア) 他のチラシとの折り込みは厳禁とします。

(イ) 原則として、各世帯への郵便受けに配布します。

(ロ) 各世帯の住宅に郵便受けがない場合は、ドアの隙間等、投函できるところから配布します。

(ハ) マンションなどの集合住宅の 1 階に集合ポストがある場合は、その場所への配布も可とします。ただし、当該集合住宅の管理人や区選管からの配布場所の指示がある場合には、その指示に従ってください。

(ニ) マンション等の集合住宅に、集合ポストや個別の郵便受けがない場合は、ドアの隙間など投函できるところから配布します。

(ホ) 港北区選挙管理委員会から、各世帯配布用に届け先の氏名・住所・電話番号等の個人情報紙媒体、電子媒体等にかかわらず受領した場合は、使用後速やかに返却してください。

エ 選挙公報の取扱について

ボールペンや鉛筆等、その他一切の筆記用具でチェックをつけたり書き込みをするなどの記載は不可とします。また、配布までの選挙公報の取扱については万全を期することとし、汚損・破損のあるものについては配布しないでください。

オ その他

選挙公報の受領、配布、取扱方法について上記のア～エ以外の事項については選挙管理委員会と協議し、その指示に従ってください。

また、配送リスト（配布担当者の住所・氏名・電話番号等）を提出してください。提出期日は別途指示します。

6 配布予定世帯数

横浜市港北区内の地域、43,000 世帯（概数）

7 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、港北区選挙管理委員会と事前に協議し、その指示に従ってください。

(2) この仕様書に記載されている日程は、衆議院議員選挙が次の日程で執行されることを想定しています。選挙期日の変更や公示日の変更等により以下の日程および日数と異なる場合は委託者の指示に従い、委託者と受託者の協議のうえ対応することとします。

ア 選挙期日：令和3年10月31日（日）

イ 公示日：令和3年10月19日（火）

(3) この契約は、衆議院の解散が決定し、この解散を受けて行う衆議院議員総選挙にかかる令和3年度補正予算が議決されること、または横浜市長専決処分がなされることにより、確定するものとする。

選挙公報配布一覧委託地域分

令和3年7月31日現在の
推計世帯数を参考

番号	町丁名	世帯数
1	菊名三丁目	1442
2	篠原東三丁目	1053
3	富士塚一丁目	968
4	富士塚二丁目	1397
5	小机町	6184
6	大豆戸町	7242
7	新羽町	6199
8	大曽根一丁目	1229
9	大曽根台	1360
10	新吉田町	2155
11	高田町	342
12	仲手原二丁目	1967
13	高田西一丁目	1115
14	高田西二丁目	776
15	高田西三丁目	766
16	高田西四丁目	993

17	新吉田東六丁目	1953
18	新吉田東七丁目	654
19	大倉山一丁目	1764
20	大倉山二丁目	1019
21	大倉山三丁目	2101
	合計	42679